

呉市緑の基本計画

第1回検討会議資料

2025年11月7日（金）

- 1 緑の基本計画とは
- 2 呉市の緑の現況とこれまでの緑のまちづくり
- 3 これからの緑のまちづくり
- 4 市民意識調査の実施
- 5 今後のスケジュール

1 緑の基本計画とは

1-1 緑の基本計画とは

- 緑の基本計画とは

…都市緑地法第4条第1項により
市町村が緑地の保全及び緑化に関する将来像や目標,
推進のための施策等を定める基本計画

- 呉市の計画の策定状況

- ・ 呉市緑の基本計画策定（旧呉市） …… 1998（平成10）年
- ・ 安浦町緑の基本計画策定………………… 2003（平成15）年
- ・ 音戸町緑の基本計画策定………………… 2004（平成16）年

1-2 計画における「緑」とその役割

(1) 計画の対象とする「緑」

本計画における「緑」は、身近にある公園や広場に加え、街路樹、学校などの公共施設の緑地、社寺林や工場など民有地の緑地、農地、河川などの水辺、山林といった幅広い「緑」を対象とします。



公園



街路樹



社寺林 (豊浜のホルトノキ群叢)
ぐんそう



農地 (原垣内地区の棚田)



水辺 (二河川)



山林

1-2 計画における「緑」とその役割

(2) 「緑」が持つ機能と役割

機能	主な役割
環境保全機能	生物多様性の維持、二酸化炭素の吸収など
防災・減災機能	避難場所・避難路、防災活動拠点、防風・延焼防止など
レクリエーション機能	休養や運動、遊戯、散策などの余暇活動の場など
景観形成機能	美しい都市景観・自然景観の創出など

1-3 都市における緑の意義

- グリーンインフラ※としての多様な機能を有しており、健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤

グリーンインフラ

環境保全

防災・減災

レクリエーション

都市景観

※グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める取組

近年では特に以下の役割に、より大きな期待が寄せられています。

- 地球温暖化・水害・暑熱対策等の気候変動への対応が求められます。
- 生物多様性の確保、健康の増進等のWell-beingの向上への対応が求められます。

1-4 改定の趣旨

- 都市における緑を取り巻く社会情勢の変化を受け、国から新たに緑に関する基本方針が示されました。
- 一方、呉市の緑の基本計画は、計画の策定から20年以上経過しています。
- 現在、都市公園の新たな活用に向けて、音戸の瀬戸公園や中央公園等の取組を進めています。

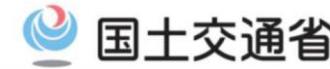


社会情勢の変化や市の取組等を踏まえた新たな方針を
総合的に示すため、緑の基本計画を改定します

1 - 4 改定の趣旨

(参考) 緑の基本方針（国土交通省資料の一部抜粋）

緑の基本方針の概要（令和6年12月20日国土交通大臣策定）

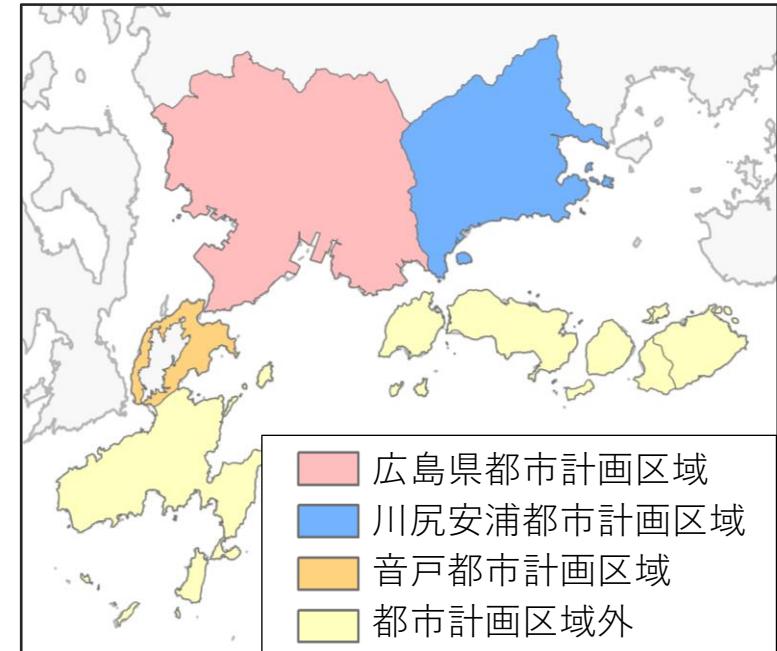


意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、美しい景観の創出、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市における生産機能、循環型社会への寄与	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め保全・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す						
個別目標	<u>環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市</u> CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献		<u>人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市</u> 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する			<u>Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市</u> 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく	

1-5 計画の基本事項

(1) 対象区域

- 緑の基本計画は、主に都市計画区域を対象に策定するのですが、市域全域において一体的に取組を進めるため、**呉市全域を対象区域とします。**



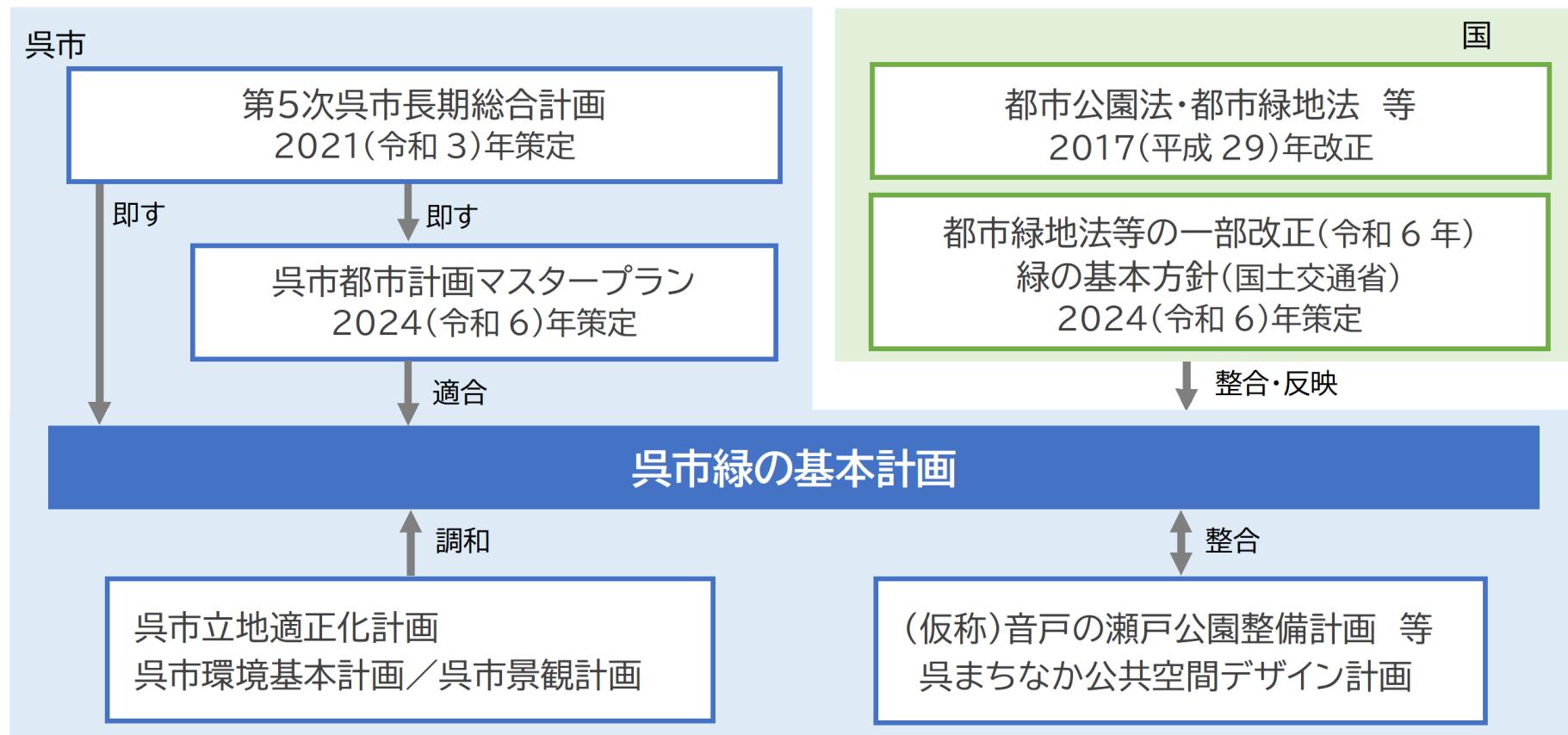
(2) 計画期間

- 今後10年間で取り組む緑のまちづくりの方針等を示します。
- 計画期間中において、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行います。

1-5 計画の基本事項

(3) 計画の位置付け

- 国が示す緑の基本方針に基づくことを基本として、市の上位・関連計画と整合・調和を図りながら計画を策定します。



2 呉市の緑の現況と これまでの緑のまちづくり

※本資料中の緑地等に関する数値は速報値としてとりまとめたものです。数値について計画素案の作成に向け引き続き作業を進めるため変更となることがあります。参考値として取り扱いください。

2-1 呉市の概況

（1）自然環境

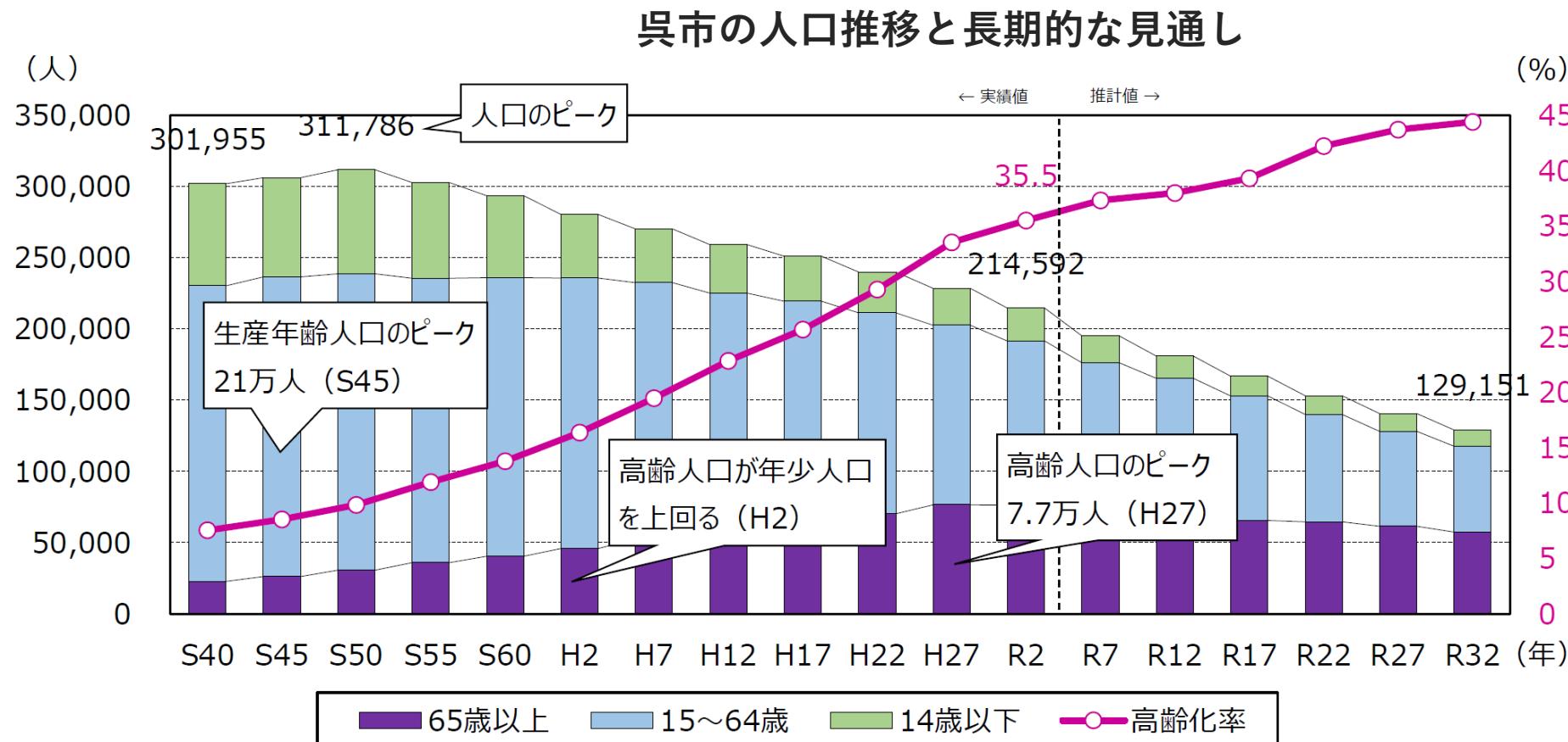
- 瀬戸内海に面する陸地部と島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市
 - 面積：352.83km²
 - 東西約38.1km南北：約33.1km
 - 海岸線延長：約300km
 - 多島美を有する風光明媚な地勢
 - 平坦地が少なく、野呂山、灰ヶ峰、七国見山、火山などの山が連なり、地域が分断された地形



2-1 呉市の概況

(2) 人口動向

- 戦後、昭和50(1975)年の31万人をピークに人口減少が続き、令和7(2025)年3月末には20万人を下回った。令和32年(2050年)には約12.9万人まで減少する見込み。



2-2 呉市の緑の概況

(1) 緑被現況

- 緑被地とは

田畠や山林などの緑や水面に覆われた土地のこと

- 緑被率とは

区域面積に対する緑被地の占める割合のこと

→呉市内に存在するまとまった緑の量を把握できます



農地（原垣内地区の棚田）



山林



水辺（二河川）

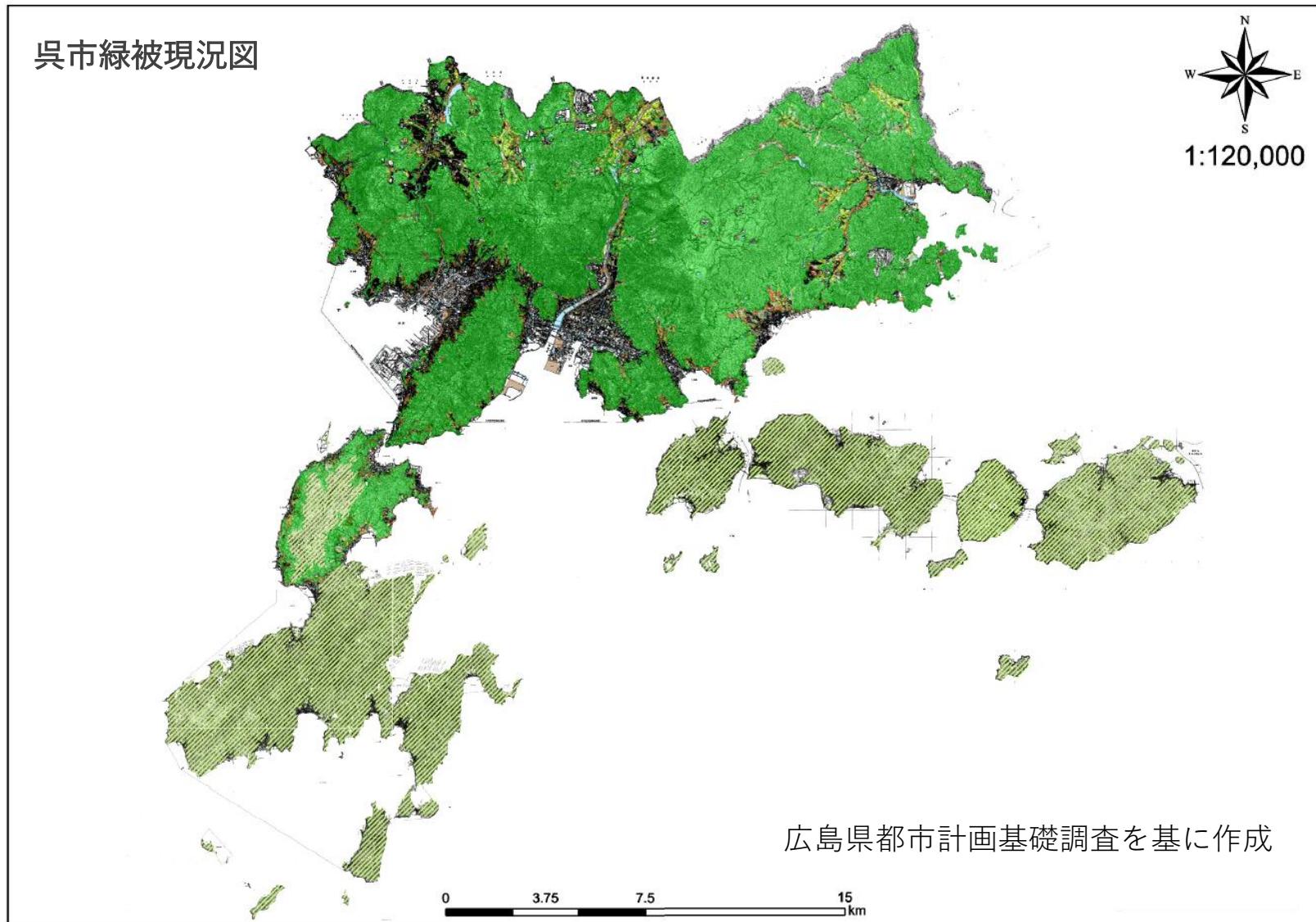
2-2 呉市の緑の概況

(1) 緑被現況

- 呉市の緑被地の多くは山林が占めています。

凡例

- 田
- 畠
- 山林
- 水面(河川・ため池など)
- 耕作放棄地
- その他自然地
- 公園・緑地等
- 都市計画区域外の緑被地



2-2 呉市の緑の概況

(1) 緑被現況

- 呉市全体の緑被率は83%で、緑被地の多くは山林が占めています。
- 倉橋地域や安芸灘地域などの都市計画区域外の緑被率は91%で、地域のほとんどが緑で覆われています。
- 市街地の緑被率は19%で、他の地域に比べて数値が低くなっています。
緑被地は山林のほか、その他の自然地や公園・緑地等の割合が高くなっています。

各種区域	緑被地(ha)							緑被地面積(ha)	合計面積(ha)	緑被率(%)
	田	畠	山林	水面	耕作放棄地	その他自然地	公園緑地等			
市全域	472.8	360.3	16,892	292.4	204.1	431.8	226.1	29,323	35,283	83%
都市計画区域	472.8	360.3	16,892	292.4	204.1	431.8	226.1	18,879	23,754	79%
都市計画区域外	-	-	-	-	-	-	-	10,444	11,529	91%
市街地※	52.8	110.2	274.9	61.0	31.6	144.2	119.9	795	4,220	19%

2-2 呉市の緑の概況

(2) 緑地現況

● 緑地の分類

緑の基本計画では、「緑地」を以下のように分類して整理します。

分類		主な緑地
施設緑地 (公有化して 保全・整備 される緑地)	都市公園	<ul style="list-style-type: none">・都市公園法で規定される公園（例：中央公園）
	公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none">・都市公園以外の公有地（例：呉ポートピアパーク）・公的に管理されており、公園緑地に準ずる機能をもつ施設（例：港湾緑地、学校グラウンド等）
	民間施設緑地	<ul style="list-style-type: none">・民有地で公園緑地に準ずる機能をもつ施設（社寺林、私立高校、大学等）
地域制緑地 (土地利用の 規制により 保全される 緑地)	法によるもの	<ul style="list-style-type: none">・自然公園法（国立公園）・農業振興地域整備法（農業振興地域農用地区域）・森林法（地域森林計画対象民有林等）など
	条例によるもの	<ul style="list-style-type: none">・広島県自然公園条例（自然公園）・広島県自然環境保全条例（県自然環境保全地域、緑地環境保全地域）・広島県自然海浜保全条例（自然海浜保全地区）

2-2 呉市の緑の概況

(2) 緑地現況

● 緑地の現況

呉市における緑地の大部分は、地域制緑地が占めています。

項目		市全域 (ha)
施設緑地	都市公園	209.8
	公共施設緑地	252.1
	民間施設緑地	356.9
合計		818.8
地域制緑地	法によるもの	27,372.2
	条例によるもの	49.1
	地域制緑地間の重複分	5,273.3
合計		22,148.0
重複分		5,521.6
緑地合計		17,442.2

一部緑地面積について集計中のため今後数値が変わることがあります。

2-2 呉市の緑の概況

(2) 緑地現況

● 施設緑地（都市公園）

市全域では、地域住民の利用を目的とした「住区基幹公園」、市民全般の利用を目的とする「都市基幹公園」、目的に応じて設置する「特殊公園」が整備されています。

都市公園	項目	市全域 (ha)	市街地※ (ha)
	住区基幹公園（街区公園や地区公園等）	76.6	67.7
	都市基幹公園（総合公園・運動公園）	54.6	38.0
	特殊公園等（風致公園や歴史公園等）	78.6	0.9
合計		209.8	106.6
人口（令和7年3月末時点）		199,481	
1人当たりの都市公園面積		10.5m²/人	
1人当たりの都市公園面積（国標準値）		10m²/人	

※市街化区域及び非線引き用途地域を含めた地域

2-2 呉市の緑の概況

(2) 緑地現況

● 施設緑地（公共施設緑地）

港湾緑地や街路樹、ため池などの緑地が存在しています。

項目	市全域 (ha)	市街地※ (ha)	
		都市計画区域(ha)	都市計画区域外(ha)
公共施設緑地	都市公園に準ずる施設	79.3	38.5
	港湾緑地	25.7	14.3
	街路樹	(集計中)	11.4
	ため池	33.7	32.6
	グラウンド	(集計中)	1.1
	施設緑地	(集計中)	
	学校	113.4	7.1
合計		252.1	60.4
			113.6

※市街化区域及び非線引き用途地域を含めた地域

2-2 呉市の緑の概況

(2) 緑地現況

● 施設緑地（民間施設緑地）

社寺林や私立の高校・大学、民有緑地が存在しています。

項目	市全域 (ha)	市街地※ (ha)	
		都市計画区域(ha)	都市計画区域外(ha)
社寺林	(集計中)		
私立高校・大学	19.4	19.4	0
民有緑地	337.6	337.6	0
民間施設緑地 計	357.0	357.0	0
			19.4

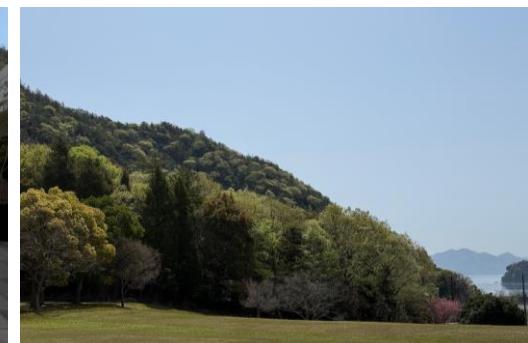
※市街化区域及び非線引き用途地域を含めた地域



社寺林（豊浜のホルトノキ群叢）



民有緑地（シャトレーゼガトーキングダム）

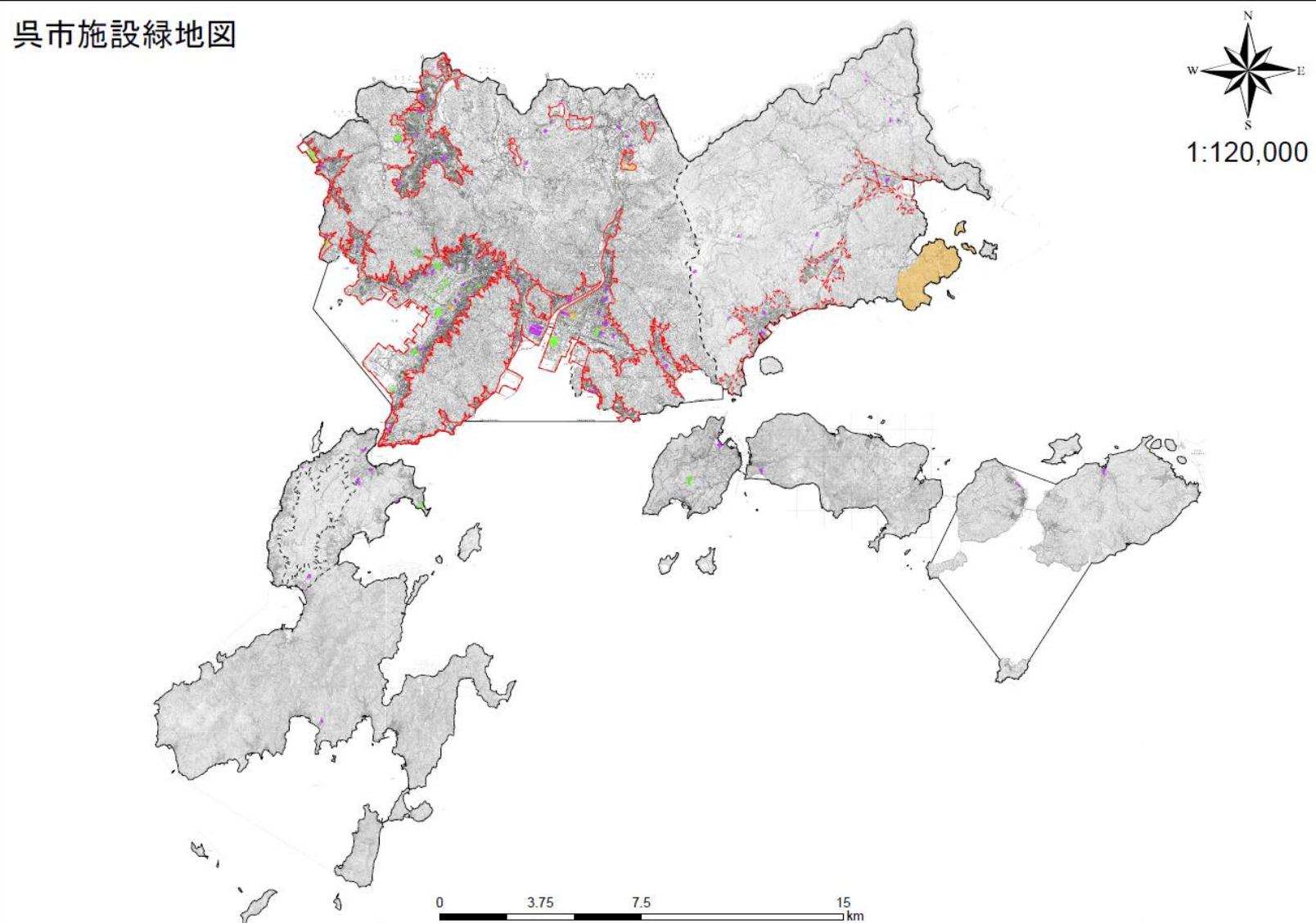


2-2 呉市の緑の概況

(2) 緑地現況

- 施設緑地は都市計画区域内に多く整備されています。

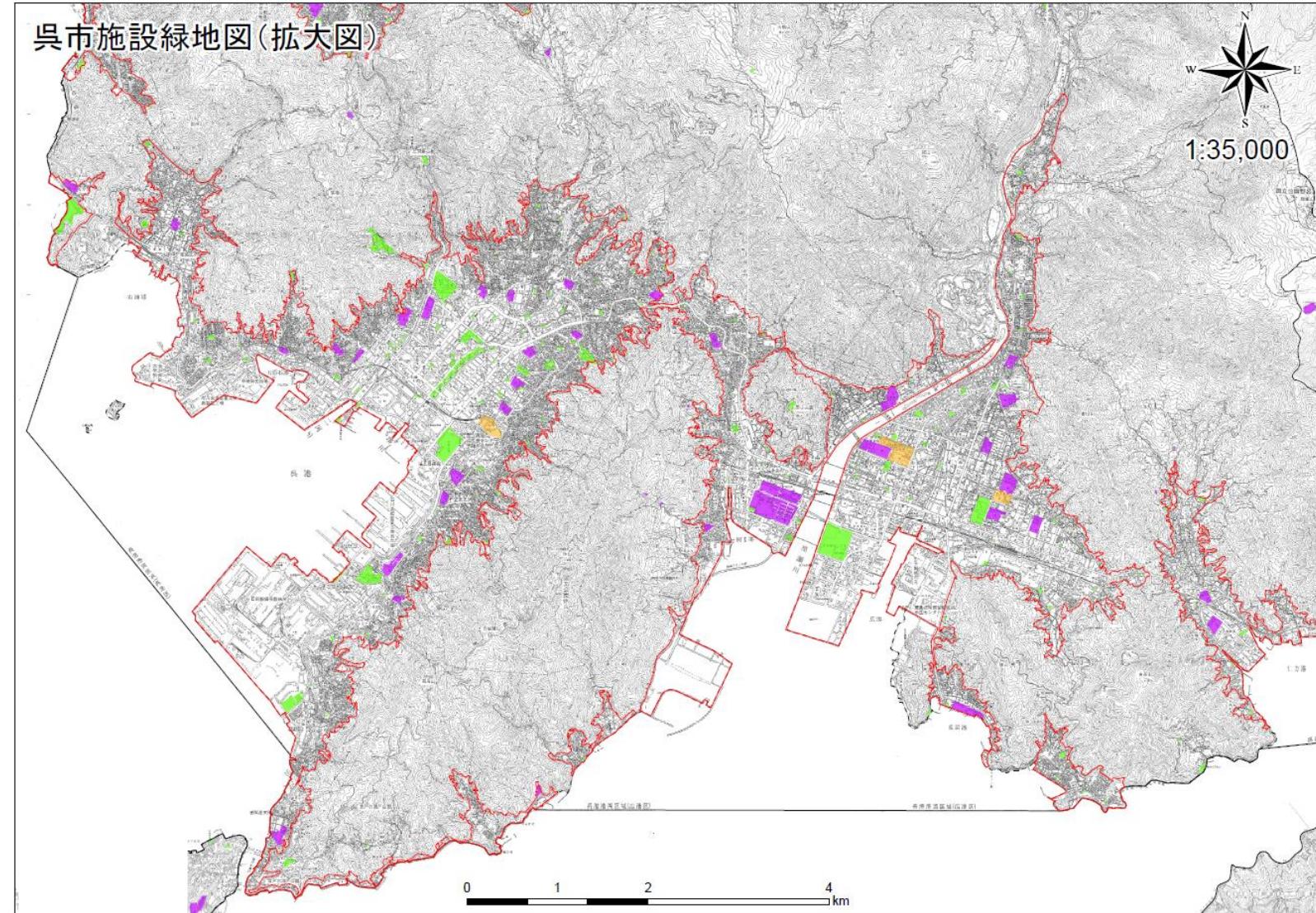
呉市施設緑地図



2-2 呉市の緑の概況

(2) 緑地現況

- 市街化区域内には公共施設の緑地や学校などが多く整備されています。



2-2 呉市の緑の概況

(2) 緑地現況

● 地域制緑地

法や条例に基づき整備されている緑地が、呉市の緑地の大半を占めています。

項目		市全域 (ha)	都市計画 区域(ha)	都市計画 区域外(ha)	市街地 (ha)
法	農業振興地域農用地区域	3,894.8	830.2	3,064.6	5.0
	河川区域	(集計中)			
	保安林区域	6,495.0	5,633.1	861.9	1.6
	地域森林計画対象民有林	16,920.0	11,223.1	5,696.9	70.8
	自然公園	62.4	62.4	0	0
	名勝・天然記念物等	(集計中)			
条例	広島県緑地環境保全地域	6.6	1.5	5.1	0.4
	広島県自然環境保全地域	39.7	0	39.7	0
	広島県自然海浜保全地域	2.8	0.6	2.2	0
重複分		5,273.3	1,395.5	1,342.8	1.0
地域制緑地 合計		22,148.0	16,355.4	8,327.6	76.8

2-2 呉市の緑の概況

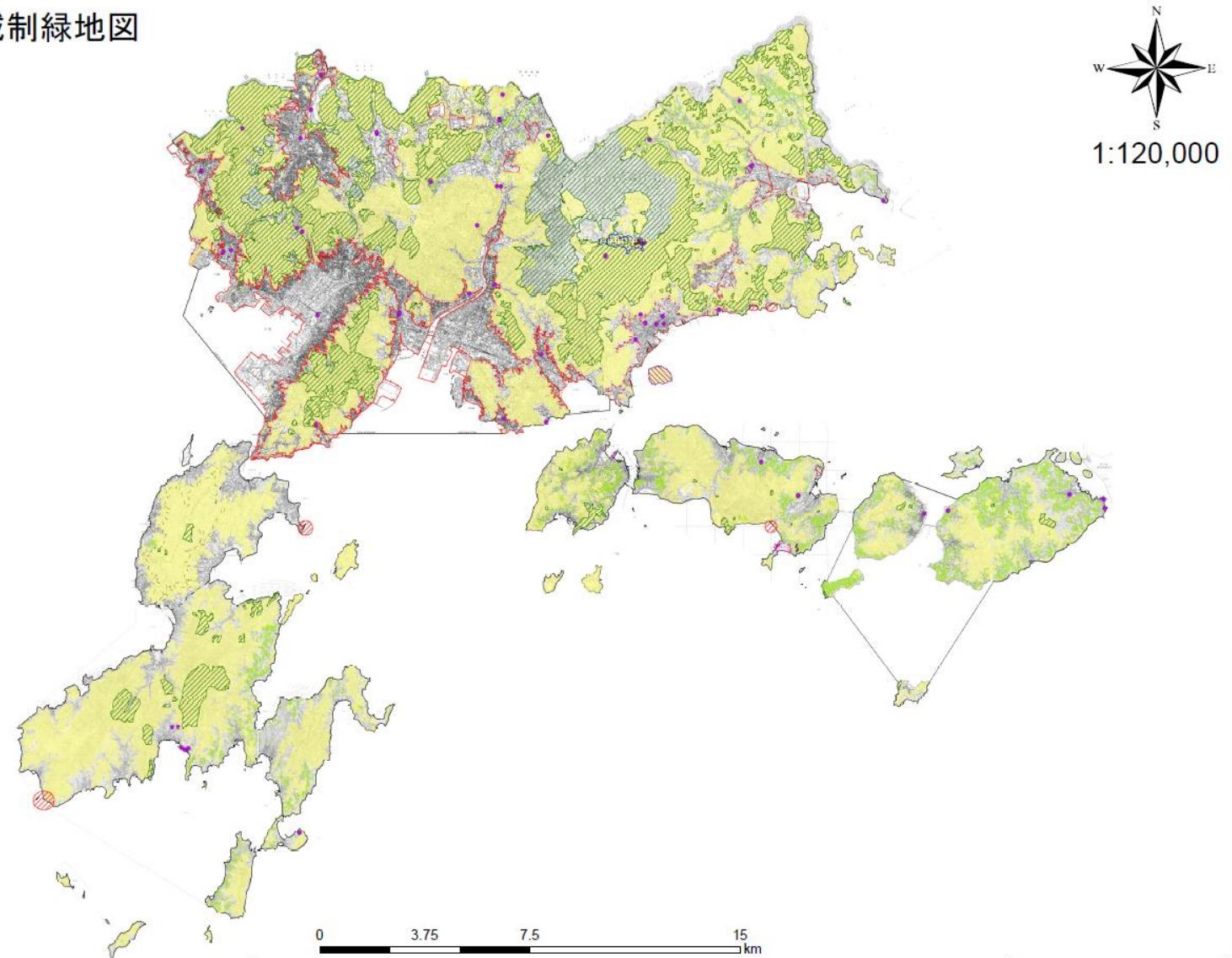
(2) 緑地現況

- 地域制緑地の多くは、市街化調整区域などの市街地外に存在しています。

凡例

- 県立自然公園
- 国立自然公園
- 農業振興地域農用地区域
- 保安林区域
- 地域森林計画対象民有林
- 文化財
- 緑地に関する条例
- 広島県自然環境保全条例
- 広島県自然海浜保全条例
- 非線引き用途地域
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 行政区域

呉市地域制緑地図



2-3 現行計画の振り返り

(1) 呉市緑の基本計画（平成10年3月）

ア 計画の概要

■ 緑の将来像

緑豊かな創造のまち呉
－潮騒と文化（緑）が香るグリーンシティの形成－

■ 基本方針と主な施策

1 緑豊かで文化が香る潤いのまち

【主な施策】

- ・身近な公園の整備
- ・公共施設緑地の整備
- ・地域の核となる緑の拠点整備 など

2 個性豊かな緑のふるさと

【主な施策】

- ・自然環境の保護
- ・緑や水辺の保全
- ・農林業地の保全 など

3 みんなでつくる緑のまち

【主な施策】

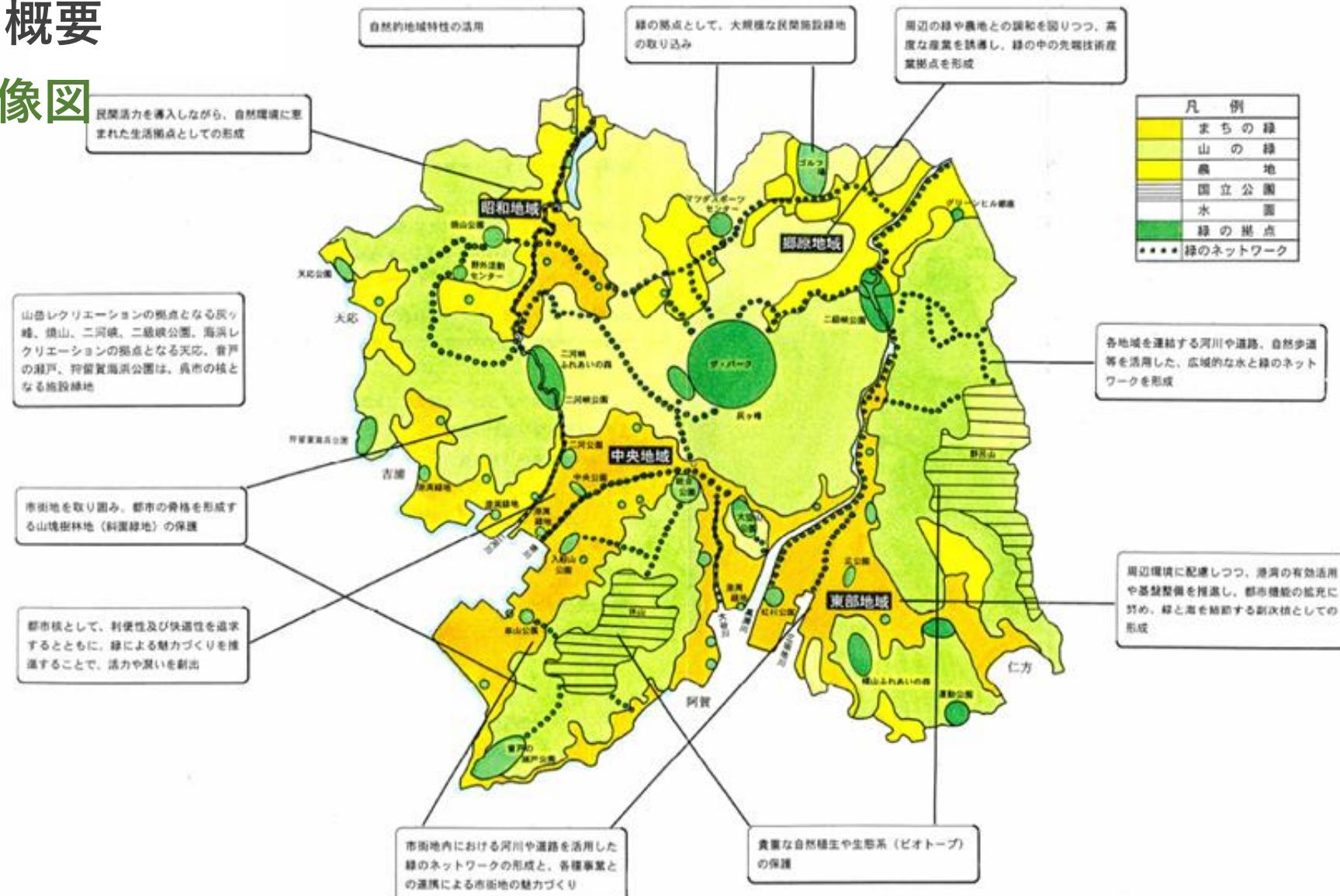
- ・緑の普及啓発
- ・緑を育む組織づくり
- ・緑の支援体制 など

2-3 現行計画の振り返り

(1) 呉市緑の基本計画（平成10年3月）

ア 計画の概要

■ 緑の将来像図



2-3 現行計画の振り返り

(1) 呉市緑の基本計画（平成10年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ 緑地の確保（目標水準）

- 市街地面積に対する緑地の割合は 7%（令和 7 年）
- 都市計画区域に対する緑地の割合は 68%（令和 7 年）

項目	基準値 (平成7年)	目標値 (平成27年)	現況値 (令和 7 年)
市街地面積に対する緑地の割合	9%	13%	7%
市街化区域内の緑地面積	321ha	概ね485ha	265.0ha
市街化区域の面積	3,412ha	3,830ha	3,575ha
都市計画区域に対する緑地の割合	57%	58%	41%
都市計画区域内の緑地面積	8,332ha	概ね8,530ha	5,985.5ha
都市計画区域の面積	14,550ha	14,670ha	14,622ha

一部緑地面積について集計中のため今後数値が変わることがあります。

2-3 現行計画の振り返り

(1) 呉市緑の基本計画（平成10年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ 都市公園等の確保（目標水準）

- 1人当たりの都市公園面積は12.1m²/人（令和7年）
- 1人当たりの都市公園等面積は 20.7m²/人（令和7年）

項目	基準値 (平成7年)	目標値 (平成27年)	現況値 (令和7年)
1人当たりの都市公園面積 都市公園面積	8 m ² /人 163ha	27m ² /人 669ha	12.1m ² /人 197.5ha
1人当たりの都市公園等面積 都市公園等面積 （都市公園+公共施設緑地）	17m ² /人 345ha	35m ² /人 877ha	20.7m ² /人 339.0ha
人口	209,000人	248,000人	163,743人※

※令和7年3月末時点の人口

一部緑地面積について集計中のため今後数値が変わることがあります。

2-3 現行計画の振り返り

(1) 呉市緑の基本計画（平成10年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ これまでの取組

○ 身近な公園の整備

古新開第2公園などの街区公園等の新規整備や本通第2公園などの地域とのワークショップを通じた再整備



○ 公共施設緑地の整備

宝町緑地などの港湾緑地の整備など

○ 地域の核となる緑の拠点整備

呉ポートピアパークや広公園などの再整備など

○ 自然環境の保護や農林業地の保全など

自然公園法などの関係法令の規制に基づく山林や農地等の保全

○ 緑の普及啓発など

自然観察会の開催やふれあい花壇制度による緑化

2-3 現行計画の振り返り

(2) 安浦町緑の基本計画（平成15年3月）

ア 計画の概要

■ 緑のまちづくりのテーマ

－海・みどり・人 ～きらめきに誘う回廊の町－

■ 基本方針と主な施策

1 安浦の風景をつくるみどりを
守ります。

【主な施策】

- ・まちを取り囲む山林の保全
- ・自然との共生 など

2 まちに個性と風格を添えるみどり
をつくります。

【主な施策】

- ・生活を豊かにするみどり（都市公園等の整備や公共建築物の緑化）の創出など

3 自然、歴史、文化と生活の共存を
図るみどりを5つの回廊でつなぎます。

【主な施策】

- ・里の回廊（野呂川ダムと一体となった公園整備等） など

4 花とみどりを楽しむ文化を育てます。

【主な施策】

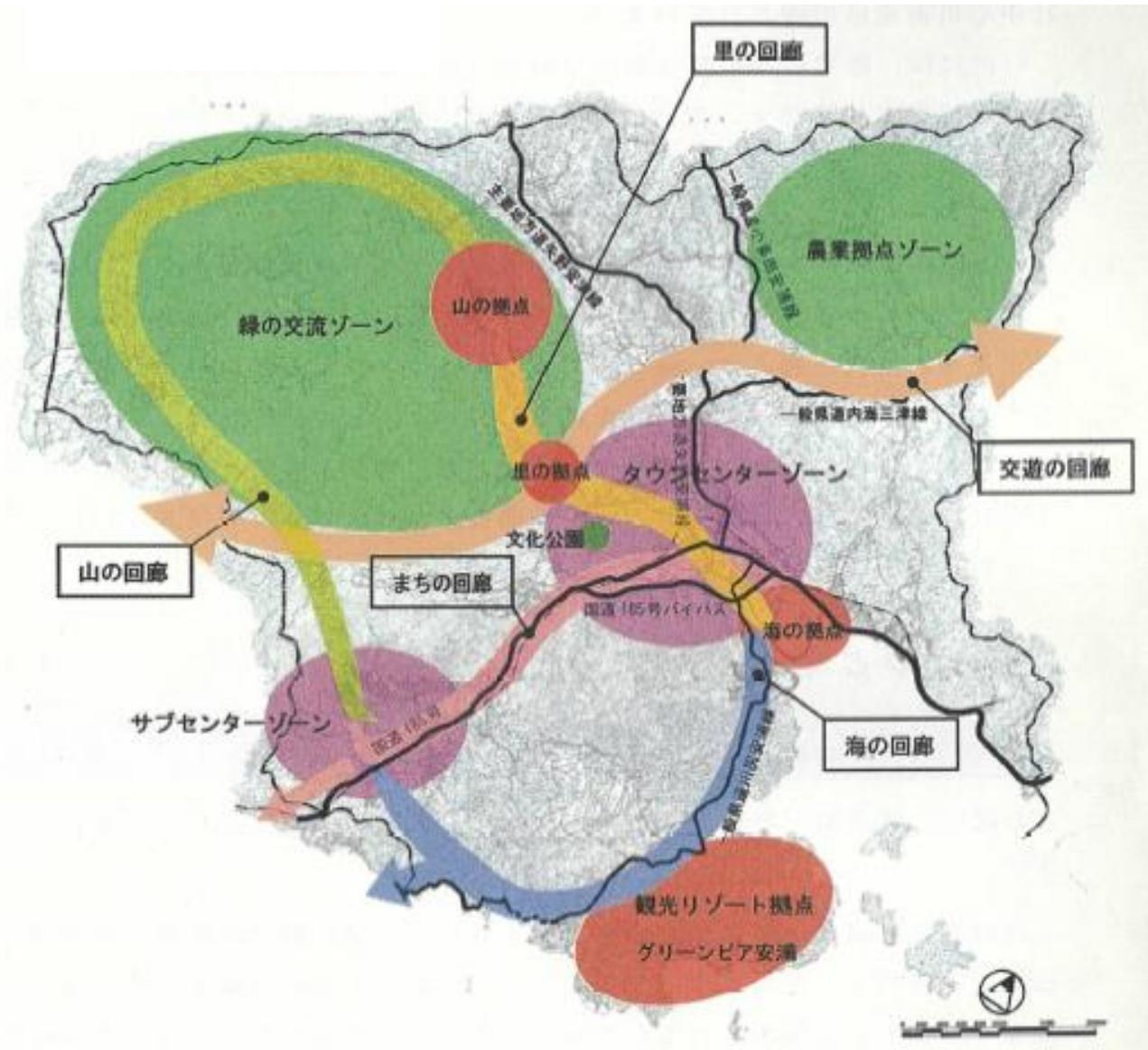
- ・みどりの文化の育成（苗の配布や緑化推進団体の支援） など

2-3 現行計画の振り返り

(2) 安浦町緑の基本計画（平成15年3月）

ア 計画の概要

■ 緑の将来像図



2-3 現行計画の振り返り

(2) 安浦町緑の基本計画（平成15年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ 緑地の確保（目標水準）

- 市街地面積に対する緑地の割合は 6 %, 都市計画区域に対する緑地の割合は 72%（令和 7 年）

項目	基準値 (平成12年)	目標値 (令和 3 年)	現況値 (令和 7 年)
市街地面積※に対する緑地の割合	18%	16%	6%
市街地の緑地面積	58.13ha	52.40ha	24.8ha
将来市街地の面積	316ha	337ha	382.0ha
都市計画区域に対する緑地の割合	65%	65%	72%
都市計画区域内の緑地面積	4,107.98ha	4,144.65ha	4,548.92ha
都市計画区域の面積	6,353ha	6,353ha	6,353ha

※用途地域が指定されているエリアを対象に算出

一部緑地面積について集計中のため今後数値が変わることがあります。

2-3 現行計画の振り返り

(2) 安浦町緑の基本計画（平成15年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ 都市公園等の確保（目標水準）

- 1人当たりの都市公園面積は5.62m²/人（令和7年）

項目	基準値 (平成12年)	目標値 (令和3年)	現況値 (令和7年)
1人当たりの都市公園面積	1.13m ² /人	20.0m ² /人	5.62m ² /人
都市公園面積	1.46ha	31.53ha	5.22ha
人口	12,913人	15,000人	9,291人※

※令和7年3月末時点の人口

一部緑地面積について集計中のため今後数値が変わることがあります。

2-3 現行計画の振り返り

(2) 安浦町緑の基本計画（平成15年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ これまでの取組

○まちを取り囲む山林の保全や自然との共生

自然公園法などの関係法令の規制に基づく山林や農地等の保全

○生活を豊かにするみどり（都市公園等の整備や公共建築物の緑化）の創出

安登公園や安浦駅北3号公園などの整備



安登公園



安浦駅北3号公園

○里の回廊（野呂川ダムと一体となった公園整備）など 野呂川ダムキャンプ場の管理

○みどりの文化の育成（苗の配布や緑化推進団体の支援）

公園管理人制度やふれあい花壇制度を通じた地域活動や地域の緑化

2-3 現行計画の振り返り

(3) 音戸町緑の基本計画（平成16年3月）

ア 計画の概要

■ 緑のテーマ

瀬戸の輝きに緑が映えるまち 音戸

■ 基本方針と主な施策

1 “憩いの緑”の確保

【主な施策】

- ・まちを取り日常的に憩いやレクリエーション等が楽しめる公園・緑地の保全・整備

3 “潤いの緑”の確保

【主な施策】

- ・音戸大橋や多島美など、水辺の美しさや潤いを与える公園・緑地の保全・整備

2 “ふるさとの緑”の確保

【主な施策】

- ・町中央部の山林、水辺などを生かしつつ、公園・緑地を保全

4 “安心な緑”の確保

【主な施策】

- ・避難場所などとしての公園等の保全・整備

2-3 現行計画の振り返り

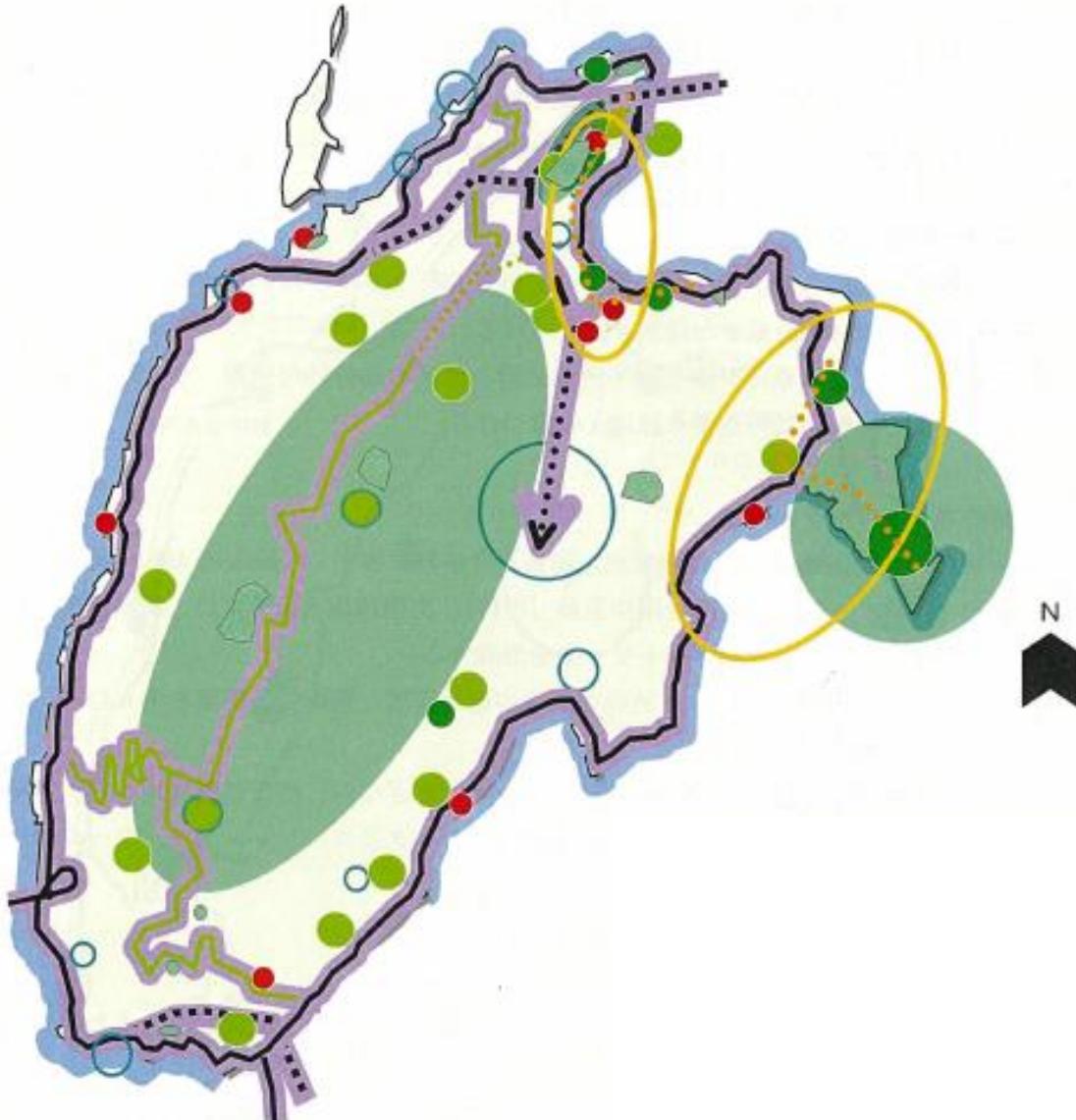
(3) 音戸町緑の基本計画（平成16年3月）

ア 計画の概要

■ 緑の将来像図

凡　例	
●	既存公園
○	新規設置及び接続の公園
●	小中学校
●	保全する緑地
●	保全する保安林
●	保全する歴史的資源周辺の緑地
○	街並みの景観緑化
—	緑化する幹線道路
··· ···	ネットワーク形成の検討
—	供用
···· ···	整備中
— ·—	計画
···· ···	構想
···· ···	地区内幹線道路
—	供用
···· ···	整備中
···· ···	構想

注)整備場所が未定の小公園は図中に表示していない。



2-3 現行計画の振り返り

(3) 音戸町緑の基本計画（平成16年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ 緑地の確保（目標水準）

- 市街地面積に対する緑地の割合は、現在集計作業中です。
- 都市計画区域に対する緑地の割合は43.6%（令和7年）

項目	基準値 (平成12年)	目標値 (令和2年)	現況値 (令和7年)
市街地※面積に対する緑地の割合	35.4%	35.6%	(集計中)
市街地内の緑地面積	61.24ha	61.64ha	(集計中)
市街地の面積※	173ha	173ha	(集計中)
都市計画区域に対する緑地の割合	29.0%	30.0%	43.6%
都市計画区域内の緑地面積	361.94ha	373.29ha	542.8ha
都市計画区域の面積	1,246ha	1,246ha	1,246ha

※計画策定時には音戸町の一部の地区（湾内地区）が市街地面積とされているが、当区域が不明瞭であり、より正確な実態を表すため、現況値（令和7年）の算出においては、呉市立地適正化計画で定める一般居住区域を市街地として捉えて整理している。一部緑地面積について集計中のため今後数値が変わることがあります。

2-3 現行計画の振り返り

(3) 音戸町緑の基本計画（平成16年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ 都市公園等の確保（目標水準）

- 1人当たりの都市公園面積は23.5m²/人（令和7年）

項目	基準値 (平成12年)	目標値 (令和2年)	現況値 (令和7年)
1人当たりの都市公園等面積	16.3m ² /人	34.0m ² /人	23.5m ² /人
都市公園等面積 (都市公園+公共施設緑地)	24.7ha	36.0ha	23.5ha
人口	15,100人	10,600人	9,982人※

※令和7年3月末時点の人口

一部緑地面積について集計中のため今後数値が変わることがあります。

2-3 現行計画の振り返り

(3) 音戸町緑の基本計画（平成16年3月）

イ 目標水準とこれまでの取組

■ これまでの取組

○レクリエーション等が楽しめる公園・緑地の保全・整備

坪井コミュニティ広場や渡子多目的グラウンドの整備



左：坪井コミュニティ広場

右：渡子多目的グラウンド

○町中央部の山林、水辺などを生かしつつ、公園・緑地を保全

大浦崎公園の緑地の保全や関係法令の規制に基づく山林等の保全

○水辺の美しさや潤いを与える公園・緑地の保全・整備

坪井コミュニティ広場の整備など

○避難場所などとしての公園等の保全・整備

渡子多目的グラウンドの整備や既存の公園の活用

2-4 これまでの緑のまちづくり

○緑地の整備の推進

- ・街区公園などの身近な公園・広場の新規整備に加え、地域とのワークショップを通じた公園の再整備を実施
- ・呉ポートピアパークの再整備や灰ヶ峰公園、安登公園、坪井コミュニティ広場など地域の核となる公園等の整備を実施
- ・呉市の1人当たりの公園面積は約 $10.5m^2$ ／人で国が示す設置標準 $10.0m^2$ ／人以上を確保
- ・宝町緑地・広多賀谷緑地などの港湾緑地や渡子多目的グラウンド・川尻グラウンドなどの緑地の整備を実施
- ・道路改良に併せた街路樹の植樹、公共施設の整備に併せた緑地の確保



古新開第2公園



豊栄東公園（再整備）



灰ヶ峰公園



宝町緑地



川尻グラウンド

2-4 これまでの緑のまちづくり

○既存ストックの適正な維持管理

- ・新規整備から既存ストックの適正な管理への移行※を受け、公園施設の長寿命化対策や遊具の安全確保を考慮した施設の更新を実施

※遊具の安全確保に関する指針（平成14年国土交通省）、公園施設長寿命化計画策定指針（案）（平成24年国土交通省）

- ・公園樹木や街路樹などの維持管理（地域の協力を得ながら実施）

○地域課題の解決の場としての公園の活用

- ・中央公園の防災機能の強化、官民連携による音戸の瀬戸公園の再整備、堺川沿いの中央公園一帯のエリアにおけるウォーカブルなまちづくりなどの推進

○緑地の保全と緑化の推進

- ・自然公園法などの関係法令に基づく緑地の保全
- ・ふれあい花壇制度を通じた地域による緑化
- ・自然観察会などを通じた緑や環境学習の場の確保



遊具の更新



音戸の瀬戸公園の再整備

※転載不可



公園内の花壇

3 これからの緑のまちづくり

3-1 緑に関する最新動向（緑の基本方針）

「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針」(令和6年12月)より

『緑の基本方針』が示す目標

◆ 緑地の保全及び緑化の推進の目標

「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、
Well-beingが実感できる緑豊かな都市」の実現

1) 環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

2) 人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

3) Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

3-1 緑に関する最新動向（緑の基本方針）

（1）環境への負荷が小さいカーボンニュートラル※都市

- CO2の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化等

緑地の整備



緑化



木材の利用



出典：緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（国土交通省）

※カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を実質的にゼロにすること。

3-1 緑に関する最新動向（緑の基本方針）

（1）環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市

- 民間事業者等による優良な緑地確保の促進



TSUNAG
TO SECURE URBAN NATURE
AND GREENSPACE

民間事業者等による良質な緑地確保の取組を
国土交通大臣が評価・認定する制度

グラングリーン大阪（大阪市北区）



グラングリーン大阪南館からのうめきた公園・北館の景色

緑地面積2.9ha（区域面積7.9ha）



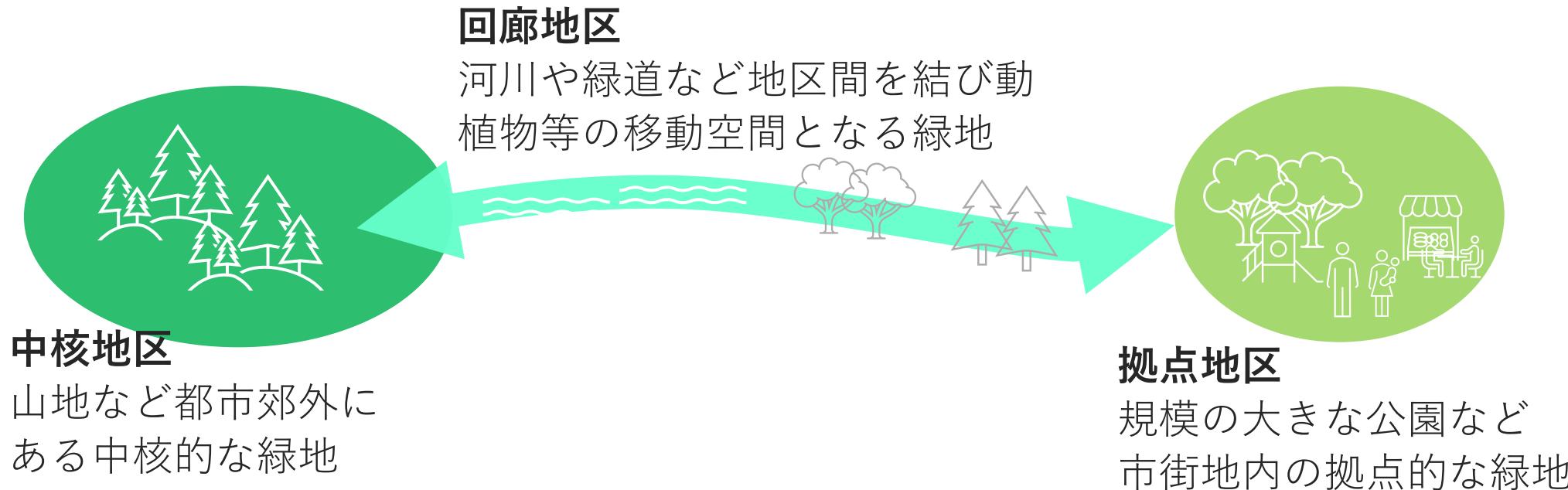
サウスパーク色彩ガーデン周辺の植栽

出典：国土交通省資料

3-1 緑に関する最新動向（緑の基本方針）

（2）人と自然が共生するネイチャーポジティブ※を実現した都市

- 緑地の確保や質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結ぶ



※ネイチャーポジティブ：自然環境の損失を止め、回復させることで、生物多様性を高める考え方

3-1 緑に関する最新動向（緑の基本方針）

（2）人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市

- 民間事業者等による優良な緑地確保の促進

「自然共生サイト」



30by30目標※の達成に向けて環境省が、生物多様性の保全に貢献する場所を「自然共生サイト」に認定する仕組み

広島大学東広島キャンパス発見の小径水辺ゾーン

面積：8.4ha



出典：環境省資料、広島大学デジタルミュージアム

※30by30目標：2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標

3-1 緑に関する最新動向（緑の基本方針）

（3）Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

- 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、気候変動に対する適応等の多様な機能を発揮させていく

身体的・社会的な健康の増進、コミュニティの醸成



（東京ミッドタウン芝生広場）



（千葉市公園
レイズドベッド）



3-1 緑に関する最新動向（緑の基本方針）

(3) Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市

- 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、気候変動に対する適応等の多様な機能を発揮させていく

気候変動への適応（雨水浸水対策）

①土地被覆データの土地被覆の分類ごとに、最終浸透能の値を与える
例: 土地被覆の分類ごとに、以下の値を設定している研究もある

樹林地	落葉二次林（強管理型） 	落葉二次林（雑木林型） 	常緑落葉混交林 	常緑樹林・針葉樹林 	住宅の庭 	屋敷林
雨水の最終浸透能 (mm/h)	215	222	230	144	102	230
*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献1)より引用
樹林地以外	草地・芝地 	裸地・混透面 	グラウンド（自然舗装） 	グラウンド（人工舗装） 	農地 	基地
雨水の最終浸透能 (mm/h)	22	7	7	0	215	13
*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献1)より引用	*文献2)より引用	

出典：飯田 晶子・大和 広明・林 誠二・石川 幹子、(2015) 神田川上流域における都市緑地の有する雨水浸透機能と内水氾濫抑制効果に関する研究、都市計画論文集、50巻・3号、pp501-508 左記についての飯田 晶子氏提供資料より

気候変動への適応（暑熱対策）

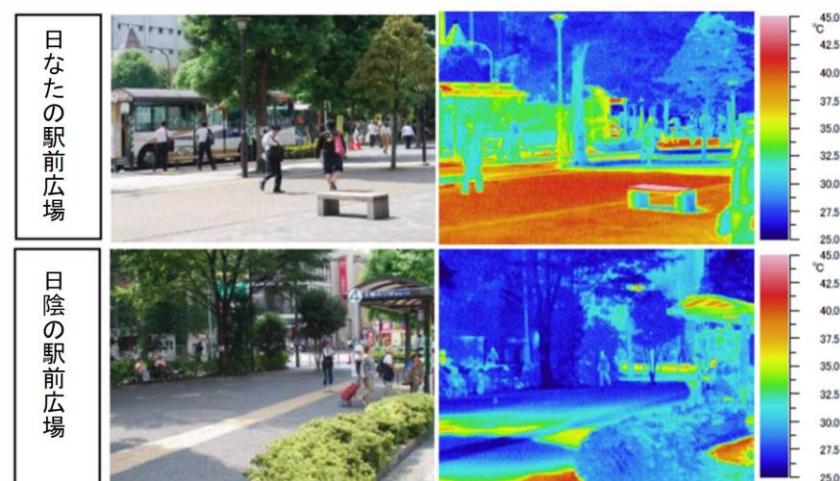


図 駅前広場における日なたと日陰の状況

出典：ヒートアイランド対策ガイドライン改定版（平成25年3月 環境省）

出典：緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン（案）（国土交通省）

3-2 公園に関する最新動向

「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」提言(令和4年10月)より

都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

戦略【1】新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

- ① グリーンインフラとしての保全・利活用 《公園のカーボンニュートラル化》
- ② 居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

戦略【2】しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

- ③ 利用ルールの弾力化 《公園毎のローカルルールづくり》
- ④ 社会実験の場としての利活用 《公園での社会実験の成果の共有》

戦略【3】管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

- ⑤ 担い手の拡大と共創 《管理運営体制や役割分担の多様化》
- ⑥ 自主性・自律性の向上 《担い手の財政的な自立性の確保》

【横断の方策】⑦公園DXの推進 《デジタル技術とデータの利活用》

3-2 公園に関する最新動向（都市公園新時代）

戦略【1】

新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする

②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり

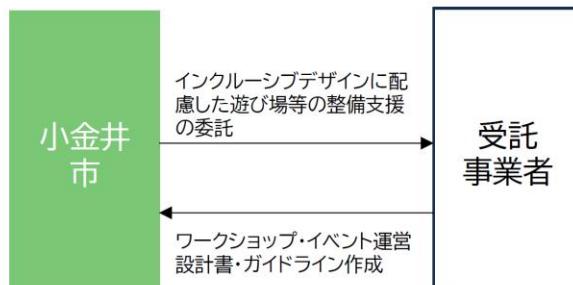
インクルーシブデザインに配慮した
公園の空間づくり東京都
小金井市

- 小金井市は、障がいがある子どもの保護者や不登校の児童が孤立しないために、地域・専門家と繋がれる場所として公園を活用してほしいと考え、インクルーシブデザインに配慮した公園づくりの取組を開始した。
- 都からの補助金を活用して、子供や当事者の意見を踏まえた公園の整備や障がい者の理解促進のための情報発信を進めている。
- 取組の一環として実施したイベントでは、これまで公園に来園できていなかった子供・保護者も含め多くの方に公園を楽しんでいただくことができ、インクルーシブな公園イベントを実現。

背景・経緯

令和5年度	地域の理解醸成に向けた情報発信 公園整備に向けた子供ワークショップ開催
令和6年度	インクルーシブ遊具の試験設置、嚥下障害の方向けの食事提供を行うイベント開催
令和7年度 ～	公園内での整備事業を計画中

関係主体、実施体制



取組内容・成果

公園整備をしたら終わりでなく、整備後にいかに障がいのある子どもが「行きたくなる、居てもいい」と思ってもらえるような公園づくりのため、情報発信を通じて、地域住民を巻き込みながら、インクルーシブデザインに配慮した公園の空間づくりを進めている。

取組内容

- 障がいがある子供の保護者の意見を聞き、情報発信で地域の理解を深める。
- インクルーシブ遊具や車いすでも使用可能なプランター型の菜園の整備を進める。
- 令和6年末にインクルーシブ遊具の試験設置、嚥下障害の方向けの食事を提供するイベントを開催。参加者からは「社会の一員として受け入れてもらえて、居心地が良かった」等のポジティブなフィードバックをもらうことができた。



出典：都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言参考資料事例編

3-2 公園に関する最新動向（都市公園新時代）

戦略【2】

しなやかに使いこなす仕組みをととのえる

③ 利用ルールの弾力化

利用ルールの弾力化： ボール遊びに関するルール作成・環境整備

福岡県
春日市

- 春日市では、子育て世代を中心に寄せられた「公園で子どもにボール遊びをさせてほしい」という要望に応えるため、各公園の利用状況等に応じたボール遊びに関するルール作成や看板・フェンス設置等の環境整備を実施。
- 市側から自治会連合会で取組に関する説明を行い、賛同した自治会に対して個別に協議を行い整備を推進。
- 現在15公園でボール遊びに関するポジティブな内容を含む看板が設置されており、対象公園については「ボール遊びおすすめ公園マップ」上に掲載し、市民に周知を行っている。

背景・経緯

令和1年度	アンケート調査で、公園で子どもにボール遊びをさせてほしいという声が上がる
令和4年度	自治会連合会で、柔軟なボール遊びを可能にするための取組を説明。35自治会中15の自治会から賛同を得る
令和6年度	再度説明を行ったところ、追加的に7の自治会から問い合わせを受領

取組内容・成果

ルールの内容は自治会の判断に委ねられるが、自治会がゼロからルールをつくることは難しいため、市がイラスト付きの複数のルールを例示することで多くの公園で取組が進んだ。公園周辺住民からも看板設置後に「子ども達がルールを守ってボール遊びをするようになった」というお礼の声が届くなど効果が出ている。

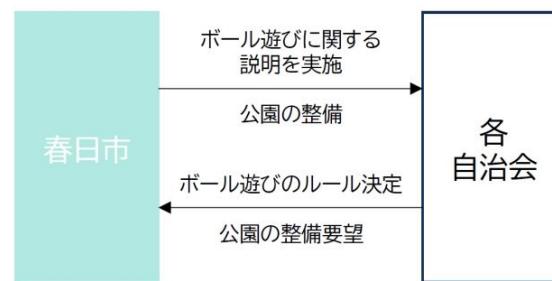
自治会への説明

- 自治会連合会での説明後、賛同の意思を示した35自治会中22の自治会に対し個別に市の職員との協議を実施。

ルール決定の過程

- 自治会との協議時に、市側が作成したイラスト付きのルール例の一覧を参考に提示し、詳細な利用時間・ルール等は自治会側で決定。
- 設置する看板のデザイン等は市側で決定し、外注で作成。

関係主体、実施体制



3-2 公園に関する最新動向（都市公園新時代）

戦略【2】

しなやかに使いこなす**仕組み**をととのえる

④社会実験の場としての利活用

公募型行為許可

横浜市

- 横浜市では、公益性を確保しつつ民間事業者等のアイデアを活用したイベント等を行うことができることを目指す「公募型行為許可制度」を創設。
- 2020年度～2021年度に、都心臨海部の公園において、公園の魅力アップと市民の健康づくりを目的としたヨガ等のイベントを対象に、実施事業者公募により制度運用を試行した後、2022年度から本格実施。

背景・経緯

- | | |
|-----------------|--|
| 2019年度 | 新たな公園の魅力と賑わいの創出に向け、「 公園における公民連携に関する基本方針 」を策定 |
| ▼ | |
| 2020～
2021年度 | 具体的取組のひとつとして、公募型行為許可制度の創設に向けて、「都心臨海部の公園での健康づくり」をテーマに試行 |
| ▼ | |
| 2022年度 | 本格実施 |

■山下公園の芝生を活かしたヨガ



緩和した基準の内容

- | | |
|----------------|--|
| ① 行為許可申請者の要件緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等が単独で行為許可申請できるよう要件を緩和。 ・これに伴い、従来は申請者の要件に求めている公益性を行為内容に要求。(※) <p>※ ①主たるイベントの内容がヨガであること、②公園の魅力アップに資する取組が提案されていること、③公園周辺地域の魅力や賑わい向上に資する取組が提案されていること、④一般募集とすること</p> |
| ② 行為回数の制限緩和 | <ul style="list-style-type: none"> ・行為許可範囲を公園の一部に限定しつつ、1か月に2日までのイベント等の開催 |

■大通り公園でのキャンドルヨガ



3-2 公園に関する最新動向（都市公園新時代）

戦略【3】

管理運営の**担い手を広げ・つなぎ・育てる**

⑤ 担い手の拡大と共創

ゲストからキャストへ
「みんなのこうえんプロジェクト」東京都
江戸川区

- みんなのこうえんプロジェクトは、地域の身近な公園を「地域の庭」として愛着を持ち、区民が主体となって公園を利活用しながらコミュニティを育み、住み続けたいまちを未来につなげていくことをめざす取組。
- 地域の身近な公園での利活用を区民が企画・提案、実施することができ、区は、プレーリーダーの配置などで活動を支援。

事業の進め方

区から区民に「みんなのこうえん」の目的を説明

「公園でやりたいこと」の話し合いを実施

区民が主体となり「公園を愛する会」を結成

区が初期の活動を支援

「みんなのこうえん」で活動を展開

想定される活動例(区パンフレット、HPより)

防災訓練

プレーパーク

青空ヨガ教室

花の名所づくり

地域保育

落ち葉の堆肥化、リサイクル

マルシェの開催

取組内容

【小岩パークカフェ】

- プロジェクト第一弾として、小岩公園でできたらいいな！と思う夢やアイデアをみんなでワイワイ語る「公園ワークショップ」の他、地域の飲食店による「パークカフェ」や、公園内の樹木をめぐる「グリーンアドベンチャー」、「防災かまどベンチ」を活用した焼きマシュマロ体験などのイベントを実施。



出典:NPO birth ホームページ「小岩公園で「Koiwa Park Cafe」を開催しました！」

【プレーリーダー】

- 外遊びの機会を創出し、子どもたちの運動能力を向上させようと、江戸川区は、子どもたちに遊び方を教える指導員「プレーリーダー」を区内6か所のモデル公園に配置。
- 子どもたちや子育て世代同士の新たな交流の場づくりを行った。



公園へのプレーリーダーの派遣

3-2 公園に関する最新動向（都市公園新時代）

戦略【3】

管理運営の**担い手**を広げ・つなぎ・育てる

⑤ 担い手の拡大と共創

広島市初のPark-PFI事業
新しい市民の居場所に

広島県
広島市

- 広島市民の憩いと交流の場である**広島市中央公園**
- 旧広島市民球場の敷地を憩いと賑わいの公園空間に整備 → 『ひろしまゲートパーク』(4.7ha)
- さまざまな活動を通じて人々の交流を生む都会のオアシス → 『ひろしまスタジアムパーク』(3.4ha)



『ひろしまスタジアムパーク』



『ひろしまゲートパーク』



出典：NTTアーバンソリューションズグループHP

3-2 公園に関する最新動向（都市公園新時代）

戦略【3】

管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる

⑥自主性・自律性の向上

公園施設の収益還元

東京都
豊島区
南池袋公園

- 南池袋公園では、2016年の公園リニューアルを機に、行政と地域とが協働しながら公園空間の良好な保全と健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図ることを目的に、「南池袋公園をよくする会」を設立。
- 園内のカフェレストランの売上的一部分を会の活動財源に充て、公園の更なる魅力向上につながる活動を実施。

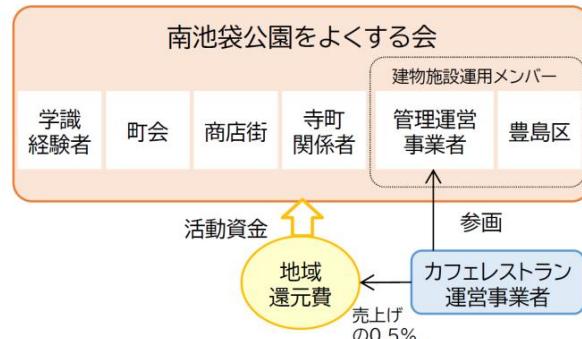
背景・経緯

- 公園地下への変電所整備のため2009年から閉鎖されていた南池袋公園の再整備に当たり、地元住民の参加による持続可能な公園運営、公園を拠点とした賑わい創出を行うための制度設計、運営組織を検討。
- 意見聴取を行った地権者、地元の関係団体等を中心、「南池袋公園をよくする会」を発足。

取組内容

- 「南池袋公園をよくする会」は、公園の運営について、地域と区が協働し、良好な空間の保全と、健全な賑わいを創出し、地域の活性化を図る
- 公園内のカフェレストラン運営事業者と区が結ぶ協定に基づき、売上げの0.5%を地域還元費として、南池袋公園をよくする会に納入。
- 地域還元費は、公園内の芝生の育成管理支援活動、公園及び周辺の環境美化活動等、南池袋公園をよくする会の運営資金として活用。

関係主体、実施体制



本日の意見交換でお伺いしたいご意見

視点 1 → 緑のまちづくりに関するこれからの取組

- ・呉市は緑豊かなまちであるが、この緑を生かしながら、カーボンニュートラルや生物多様性、気候変動への対応、また、Well-beingの向上に向けどのような取組が求められるか？

視点 2 → 公園に関するこれからの取組

- ・地域に密着した公園や地域・市の拠点となるような公園のあり方は？
- ・公園がどんな場所になっていくことが望ましい？
- ・管理や運営をしていく上で、どのような担い手が必要？
- ・どのような施設の整備が必要？
- ・人口が減少していく中で、市内に存在する約340箇所の公園はどうしていくべき？

4 市民意識調査の実施

4-1 調査の実施概要（※調査票は資料－3）

- 改定する緑の基本計画に市民意見を反映させるため、公園の整備などを始めとした緑のまちづくりについて市民意見を聴取

調査方法	<ul style="list-style-type: none">配布：郵送回収：郵送 or WEB
調査対象	<ul style="list-style-type: none">市内に居住する満18歳以上,80歳未満の市民 3,000人 <p>※住民基本台帳より無作為抽出</p>
調査期間	<ul style="list-style-type: none">令和7年12月（予定）
調査内容 (案)	<ol style="list-style-type: none">回答者の属性緑に関する印象これからの呉市の緑のまちづくりについて呉市の公園施設について緑に関する活動

5 今後のスケジュール

令和8年度末の計画の改定に向けて取組を進めます。

スケジュール（予定）

	令和7年度					令和8年度	
	11月	12月	1月	2月	3月		
検討会議	● 第1回 概要・現況等			● 第2回 骨子		● 第3回 計画素案	● 第4回 計画案
市民意見	● 案	アンケート調査 →… 調査の実施		… 集計等		▼ パブリック コメント	…